

鹿屋市訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年鹿屋市告示第47号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。